鳥羽市総務民生常任委員会会議録

平成31年3月11日

〇出席委員

 委員長
 坂倉広子
 副委員長
 奥村
 敦

 委員井村行夫
 委員戸上
 健

 委員浜口一利
 委員坂倉紀男

〇欠席委員(なし)

〇出席説明者

- ・山下企画財政課長、岩井副参事、村山副室長、永野主査
- ・寺田総務課長、奥村補佐、山本係長、池田市民文化会館館長
- ・下村健康福祉課長、山本副参事、河原副室長
- ・益田消防長、前田消防次長、家田室長、松井室長

○職務のために出席した事務局職員

次 長 兼庶務係長 上 村 純 兼議事係長

〇坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本会議において当委員会に付託された案件は、議案第31号、鳥羽市民文化会館の設置並びに管理に関する 条例の一部改正について外8件と請願第8号、「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める請願の1件でありま す。

今回の審査は、先に請願第8号の審査を行い、その後、付託された案件を議案番号順に審査を行いますので、 委員の皆様にはご承知おき願います。

また、早いもので、本日は平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から8年が経過することもあり、委員会審査中ではありますが、発生時刻の午後2時46分ごろに犠牲者を悼み、黙禱をささげます。その時刻が近づき、館内放送がありましたら、その際は一旦審議をとめ、黙禱を行いますので、皆様ご協力いただきますようお願いいたします。

これより議事に入ります。

初めに、請願の審査を行います。

この際、参考人の出席要求についてお諮りいたします。

請願第8号について、本日、請願者である三重県原爆被災者の会会長の山口詔利氏を参考人として出席を求め、意見を聞きたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇坂倉広子委員長 なしであります。ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、このように手続を進め、出席していただきますので、よろしくお願いいたします。

参考人入室までそのままお待ちください。

本日は、参考人として、請願者の三重県原爆被災者の会会長の山口詔利氏の出席をいただきました。これより審査の方法を申し上げます。

まず、書記より請願を朗読させます。その後、参考人より補足がございましたら述べていただき、委員から 質疑が出されたときには、参考人からお答えいただくようお願いいたします。

なお、念のために申し上げますが、参考人は発言に際して、委員長の許可を得てから発言していただくよう お願いをいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることができないようになっておりますので、 ご了承お願いします。

それでは、委員の皆さん、お名前で結構です。自己紹介をお願いいたします。

- **O戸上 健委員** 戸上 健でございます。よろしくお願いします。
- **〇浜ロー利委員** おはようございます。浜口一利です。
- 〇奥村 敦副委員長 おはようございます。副委員長の奥村でございます。よろしくお願いします。
- ○坂倉紀男委員 坂倉紀男でございます。
- **〇井村行夫委員** 井村行夫と申します。よろしくお願いします。

○坂倉広子委員長 それでは、請願第8号、「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める請願について、書記に請願文書表を朗読させます。

書記。

請願の文書になります。

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 本会議に上程されました際の請願文書表のほうを朗読させていただきます。 受け付けは平成31年1月25日、「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める請願、提出者につきましては、 鳥羽市大明東町の三重県原爆被災者の会会長の山口詔利氏であります。紹介議員は坂倉紀男議員です。

趣旨のほうですけれども、広島・長崎の原爆被爆から74年目になります。人類が作り出した最も残忍な兵器である核兵器による地獄を体験させられた私たちは、今日まで自らの命を削る思いで被爆体験を語り、核兵器による犠牲者が二度と生まれないことを強く願って運動を続けてまいりました。この地球上から核兵器をなくすことは、私たち被爆者の悲願です。

その願いに今、大きな希望の光が見えてきました。それは2017年7月、国連で122カ国の賛成を得て「核兵器禁止条約」が採択されたことです。条約は第1条で「核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、受領、使用、使用の威嚇」を全面的に禁止しており、画期的な内容です。さらに、この条約採択に際し世界各国で革新的な貢献をしたとして2017年10月、ICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)がノーベル平和賞を受賞したことは、核兵器廃絶へ向けての国際的な合意を後押しするものです。

日本政府はこの条約に反対を表明していますが、今こそ日本は、唯一の戦争被爆国として地球上の核兵器廃 絶に向けて主導的役割を果たすべきです。そのために、私たち被爆者は、先ず日本政府に対し「核兵器禁止条 約」への署名・批准を求めます。

この願いが被爆者のみでなく、国民的意義があることをご理解いただき、貴議会が「核兵器禁止条約」への 署名・批准を求める決議を採択され、政府(内閣総理大臣、外務大臣)および国会(衆参両院議長)にその意 見書をご提出くださるよう、お願い申し上げます。

以上です。

○坂倉広子委員長 書記による朗読は終わりました。

それでは、山口参考人から補足等がございましたら、発言をお願いいたします。

〇山口参考人 ただいまご紹介賜りました三重県原爆被災者の会の会長の山口と申します。

日ごろより原爆被災者の援護につきましては、多大なご支援、ご配慮を賜っておりますこと、心からお礼申 し上げます。また、本日はお忙しい中、貴重なお時間を割いていただいて、このような場を設けていただきま したことに重ねてお礼申し上げます。

一昨年7月、国連での条約交渉会議で、核兵器禁止条約が採択されました。核兵器保有大国が反対する中、 被爆者は原爆の悲惨さを世界の世論に訴え、小さな国が力を合わせることで、圧倒的な122カ国の賛同を得 て、この条約が採択されました。小さな力も集まれば大きな成果を上げることができる、そのことを核兵器禁 止条約の採択は示しているものと思います。

現在70カ国が署名、21カ国が批准しておりますが、私たち被爆者は一日も早い条約の発効を願ってやみません。日本政府はこの条約に反対しておりますが、今こそ日本は唯一の戦争被爆国として、地球上の核兵器

廃絶に向けて主導的な役割を果たすべきであります。そのために、私ども被爆者は、まず日本政府に対して核 兵器禁止条約への署名・批准を求めます。

県内におきましては、昨年3月、三重県議会でこの意見書を採択していただいております。また、市・町関係では菰野町議会、亀山市議会、紀北町議会が採択していただいております。

県内の被爆者の平均年齢は84歳を超えました。私たちにはもう時間がないのです。一日も早い核のない世界を目指し、未来の子供たちにこれを引き継ぎたい、その思いで原爆被害の実相普及活動を続けてまいりました。この願いは被爆者のみでなく、国民的意義があることを理解いただき、貴議会が核兵器禁止条約の署名・批准を求める決議を採択され、政府(内閣総理大臣及び外務大臣)及び国会(衆参両院議長)にその意見書を提出してくださりますようよろしくお願い申し上げます。

○坂倉広子委員長 山口参考人、ありがとうございました。

ただいま参考人からの請願に関して、補足の説明をいただきました。

委員の皆様からご質疑はございませんか。

井村委員。

- **〇井村行夫委員** 山口さん、私もこういう原爆というのは反対という部分の一人なんですけれども、日ごろどのような活動といいますかされているのか、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。
- 〇山口参考人 私どもの一番主な事業としましては、この原爆被災の悲惨な状況というものを語り継ぐ、未来の 子供たちにこれを語り継ぐということで語り部活動、これを一番優先的にやらさせていただいております。ま た、各機会におきまして、小学校とか中学校とか出かけまして、そういう普及活動などもやっております。主 にそれを重点的に、ただ、もう平均年齢も84歳を超えまして、その語り部をやっていただく人がもうほとん ど90歳とか、そういう方も現役でまだ頑張っていただいているというようなことで、非常になり手も少なく、 これからどうそれを維持していくか、あと2世の会員なども含めまして、今その2世の会員をいかにふやすか ということで苦労しているところでございます。
- 〇坂倉広子委員長 井村委員。
- ○井村行夫委員 なかなかそういうのを受け継いでいくといいますか、被爆者に対して時代がだんだんと過ぎていく中で、経験者という方々がだんだんとお年を召しているというのは、非常に私も思っていることなんですけれども、もう一点、この請願書、先ほどどこへ向けてというふうなことをちょっとお聞きしたときに、三重県の県議会、それから菰野、亀山、紀北町というようなこともちょっと聞いたんで、ほかにはございませんか。
- **〇山口参考人** 今のところ……
- ○坂倉広子委員長 すみません、マイクお願いします。
- **〇山口参考人** 私どもが把握しているのは、この3市町と県議会だけです。
- 〇坂倉広子委員長 井村委員。
- 〇井村行夫委員 そうですか。

その内容はこれと全く一緒の形の文面で、内容もこれと同じですか。

- **〇山口参考人** ほぼ同じでございます。
- 〇坂倉広子委員長 井村委員。

- **〇井村行夫委員** ということは、ちょっと違うところもあるというようなことですか。
- 〇坂倉広子委員長 山口参考人。
- **〇山口参考人** 県関係は私が請願で赴きましてやりましたけれども、各市町村のほうはほかの団体がやっていますので、そこらあたりの内容というのは、私ちょっと把握していないんです。
- **〇井村行夫委員** わかりました。
- **〇坂倉広子委員長** ありがとうございます。

ほかにございませんか。

井村委員。

- **〇井村行夫委員** ちょっとこの文面をずっと私ながら見てしておったんですけれども、ここら辺の部分はどうですか。
- ○坂倉広子委員長 すみません、そこのところは議員間討議にやりますので。
- **〇井村行夫委員** 議員間討論ね、はい、わかりました。

すみません、よろしいです。

〇坂倉広子委員長 ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 よろしいですか。それでは、ご質疑もないようですので、参考人への質疑を終わります。 ここで、参考人には退席をお願いいたします。

それでは、引き続き請願の審査を行いますが、暫時休憩いたします。

(「いや、進めてください」の声あり)

〇坂倉広子委員長 はい。

それでは、引き続き請願の審査を行います。

休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどまで参考人として請願者を招致し、請願に対する説明をいただきました。

これから採択の可否を含め、請願に対する委員間討議を行います。

皆様のご意見をお願いいたします。

井村委員。

- ○井村行夫委員 この文面をずっと見ておったわけなんですけれども、これは日本政府に対して核兵器の禁止条約への書面云々というふうな話ですけれども、ここの部分のここから下の部分の「この願いが被爆者のみでなく、国民的意義があることをご理解いただき、貴議会が「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める決議を採択され」というようなことで、これは政府に対してどうしていただきたいというような内容になっていないというか、そういう部分でありますので、ここの部分を、「この署名推進に向けた建設的な議論を進めることを要望する」というふうな形でしておいて、あとの部分は割愛してしたらどうかというふうにちょっと思うんですけれども、いかがですか。
- **〇坂倉広子委員長** 井村委員のほうからご意見、質疑をいただきましたが。 浜口委員。

- **〇浜ロー利委員** 意見書の話になっていっておるわけ、今の。井村委員。
- 〇井村行夫委員 請願の内容です。
- 〇浜ロー利委員 請願の内容。

私もこの請願の文面を見ているわけなんですけれども、この文面の中で、「この地球上から核兵器をなくすことは、私たち被爆者の悲願です」ということなんですけれども、これはもう人々全ての願いだと思うんで、この文面で何か直すところというと、なかなか私はこのまま全ていい請願内容やったと思うんですけれども、それと、「核兵器による犠牲者が二度と生まれないことを」というのは、やっぱりこの文面から外すこともできないし、ただ、日本政府がいろいろな国際的な都合の中で反対を表明しているというところだけがちょっと、なかなかこのあたりがきっちりできていれば、請願そのものについて、私はこれでいいと思います。

〇坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 井村さんがおっしゃったのは、地方議会が政府に対して核兵器禁止条約の署名・批准を求める 決議が採択できるのかと、地方議会が国に対してそういうことをしてくれということを意見が言えるのかとい うことだったと思うんです、そういうことですよね。僕はそれはもう当然地方議会がすべきだと。この条約の 批准というのは、国といいますか、政府に、国会に権限があるわけです。しかし、その国会というのは国民の 代表機関ですから、それぞれの代表機関ですから、その代表機関に対して主権者である国民がこうしてくれ、 ああしてくれということを、地方の代表機関である我々地方議会が言うというのは、これはもう当然のことだ というふうに思います。

これが1点と、それから憲法16条で付与されている請願権、これは政府のそういう条約批准にもかかわって、全ての懸案に対して国民は請願する権利を持つと憲法で保障されておりますので、この三重県原爆被災者の会長さんが出された請願というのは、もう議長も先ほどおっしゃったけれども、僕は本当に重みを持って、地方議会としては賛同してやるべきだと、やるべきではないかというふうに思います。以上です。

- ○坂倉広子委員長 ここで、事務局のほうからちょっと説明をしていただきます。 次長。
- ○上村次長兼庶務係長兼議事係長 すみません、説明といいますか、今、委員長のほうから次第のほうでお願いをしましたのは、この出された請願に対して可否を含めてどうかというところの討議をお願いしておるということで、どこどこがいいからとか、これがいかんからという議論になっていいのかどうかはちょっとわかりませんけれども、ただこの提出された請願をよしとするのか、否とするのかというところを基準に置いていただかないと、今の議論ですと、井村さんのこの中身がちょっとというふうな発言かと思われましたので、そこはちょっと私も言葉がうまく言えませんけれども、先ほども質疑等をしていただきましたし、その答弁も受けて、この内容が自分たちのそれぞれの判断される材料のところでいいのか悪いのかというところを議論していただきたいと思います。今おっしゃっていただいた内容については、また次の意見書の話になろうかと思いますので、また意見書のほうについては、請願者のほうから意見書案、例は出ていますので、またそれをお配りさせていただいた後のお話になろうかと思いますので、少しそこまで入らずにご協議いただければと思います。
- **〇坂倉広子委員長** ほかにございませんか。

浜口委員。

- **〇浜ロー利委員** 今、次長が言われたように、採択するかしないか、それでいいと思います。私は採択します。 賛成です。
- 〇坂倉広子委員長 戸上委員。
- **〇戸上 健委員** 意見ですけれども、この参考人もおっしゃっていたように、広島、長崎に原爆が落とされて、 核兵器禁止というのは、もう被爆者だけやなしに、国民の悲願だとおっしゃっていました。そして、被爆者の 平均年齢が84歳で、もう本当に一日も私たちは待っておられないと、切々と訴えられたというふうに思うん です。僕、それを伺っていて胸に迫るものがありました。

前に、6月に核兵器廃絶を求める国民平和大行進というのが、鳥羽にもやっていらっしゃいます。そのとき も、市長も議長も出られてメッセージを託されます。そういう鳥羽市の今までの経緯からしても、被爆者の方 がこういう切なる思いで請願を出されたという部分に対して、やっぱり我々議会としては一致して応援、採択 してあげたいなと、私は思います。

それから、もう一つ、請願紹介議員が我々議会の最長老の坂倉紀男さんでいらっしゃいます。ですから、これもこの請願の重みというのが、僕はそこにも一つあるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

〇坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

坂倉委員。

○坂倉紀男委員 紹介議員として一言申し上げたいんですが、この核兵器のいわゆる禁止条約の署名・批准については、非常に国際的にも大きな問題になっていると。これは、我々地方自治体の議会で論ずることかどうかはわかりませんけれども、ただ、同じ国民として、国としてはやはり安全保障の問題があったりして、恐らくもう一歩を踏み込めない部分があるんだというふうに理解はできるんですけれども、何とか地方自治体、あるいは国民とともどもに、やはり賛成、批准をしていってほしいと。

今、世界の情勢はどんどん変わっておりますんで、どうしても頭越しにいろんな問題が発生しておりますけれども、日本は日本としてやはり個性的な形を表現するのが当然だと思います。よって、この紹介いたしました文言、あるいは文面については、私これで十分だと思っております。

以上です。

〇坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

〇坂倉広子委員長 それでは、ご発言もないようですので、審査を終わり、採決を行います。

請願第8号について採択することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第8号については、採択とすることに決定いたしました。

それでは、採択することを決定しましたので、続いて、本会議での表決で採択された後に、提出の意見書についてご協議をお願いいたします。あらかじめ請願者より意見書の案が事務局に提出されていますが、委員各位に内容の確認をいただき、ご意見を伺いたいと思います。

まず、書記に意見書案を朗読いたさせます。

書記。

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 まず、お手元に先ほどお配りをさせていただきましたが、この請願の意見書 につきましては、請願者のほうから請願の文書を提出いただいたときに添付をいただいた意見書の例とありますけれども、意見書の案と読みかえて進めさせていただきます。

それで、ここの一番下のほうにございますけれども、提出先は衆参両院の議長、それから内閣総理大臣、外務大臣、請願の文書をお読みしましたときにもありました提出先が、この4名の国会関係者ということになります。

それでは、まずお出しいただきました意見書のほうをお読みいたします。

広島・長崎の原爆被爆から74年目になります。

「ふたたび被爆者をつくるな」と、この地球上から核兵器をなくすことは、原爆被害者の悲願であり、「非 核三原則」を国是とする核兵器反対のわが国の政策とも一致するものです。

今、核兵器廃絶をめざす潮流は、大きく強くなっています。

その一つは2017年7月、国連で122カ国の賛成を得て「核兵器禁止条約」が採択されたことです。条約は第1条で「核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、受領、使用、使用の威嚇」を全面的に禁止しており、画期的な内容です。

さらに、この条約採択に際し世界各国で革新的な貢献をしたとして2017年10月ICAN (核兵器廃絶 国際キャンペーン) がノーベル平和賞を受賞したことは、核兵器廃絶へ向けての国際的な合意を強く後押しするものです。

日本政府は「目標は同じでも手段が違う」としてこの条約に反対を表明していますが、今こそ日本は、唯一の戦争被爆国として地球上の核兵器廃絶に向け国際間の調整役など主導的役割を果たすべきです。そのために、 日本政府及び国会に対し、核兵器禁止条約に署名・批准することを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

というのが提出されております意見書の例といいますか、案でございます。

以上です。

〇坂倉広子委員長 書記の朗読は終わりました。

委員の皆さん、ご意見はいかがでしょうか。

ご意見がなければ、意見書案の取り扱いについては、委員長にご一任いただいてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。意見書の取り扱いについては、委員長にご一任いただくことにご同意をいただきましたので、そのようにいたします。

続いて、付託議案の審査に入りますが、説明員入室のため、休憩いたします。

(午前10時39分 再開)

○坂倉広子委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案の審査に入ります。

議案第31号、鳥羽市民文化会館の設置並びに管理に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

総務課長。

〇寺田総務課長 おはようございます。総務課、寺田です。よろしくお願いします。

議案書の1ページのほうをお願いします。

議案第31号、鳥羽市民文化会館の設置並びに管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、鳥羽市民文化会館大ホールの供用廃止に伴い、所要の改正をしたく、本提案と するものでございます。

内容については、池田館長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

- 〇坂倉広子委員長 池田館長。
- ○池田市民文化会館館長 市民文化会館館長の池田です。よろしくお願いします。

鳥羽市民文化会館の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほどお話がありましたように、昨年12月28日をもちまして閉鎖しましたホール棟に関連します大ホール、エントランスホール、ホワイエ、楽屋のそれぞれの供用廃止に伴い、当該区域の使用に関する規定を整理するための所要の改正を行うものです。

新旧対照表の1ページをお願いします。

条例の別表第7条関係におきまして、時間区分、使用区分のうちの大ホール部分の使用料欄を削除し、あわせまして、備考欄から備考2のエントランスホールのみを使用したときの使用料、備考3、エントランスホールとホワイエを併用して使用したときの使用料、備考4、大ホールのうち、舞台のみを使用したときの使用料に関する規定を削除し、この備考の削除によります備考の番号の整理を行うものです。

施行期日につきましては、公布の日からとするものです。

以上です。

○坂倉広子委員長 それでは、担当課長の説明は終わりました。

議案第31号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 質疑ないようですので、企画財政課長、次に、議案第3······

(「企画財政課長に当ててください」の声あり)

〇坂倉広子委員長 もうここでということですか。失礼いたしました。

それでは、企画財政課長。

〇山下企画財政課長 企画財政課、山下です。

議案の審議の途中ですけれども、文化会館関連ということで1件報告事項がございます。

実は、平成30年度の国の第2次補正予算、地方創生の拠点整備交付金に対しまして、この文化会館の関連もありますけれども、市民体育館のサブアリーナ整備事業費の約9億円と、それから水産研究所の整備事業費3億円、合わせて12億円の補助申請をしておりました。それが、先週金曜日、3月8日に県のほうから連絡がありまして、補助のほうが採択されたということになりましたので、この場で報告させていただきます。あと、この件に関しましては、27日の議案のほうでまた追加の議案を上げますので、よろしくお願いします。以上、報告します。

〇坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、議案第32号、鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、担当課 長の説明を求めます。

寺田総務課長。

○寺田総務課長 それでは、議案書の3ページのほうをお願いします。

議案第32号、鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由としましては、人事院規則の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものでございます。

昨年8月10日の人事院勧告の中で、公務員人事管理に関する報告がございました。この内容ですけれども、 国民の信頼回復と職場の活性化に向けて、人事管理の観点から取り組み、多様な優位の職員が高い倫理観、使 命感を持って国民のための職務に精励する校務職場の実現に努力とございます。

その中で三つの項目が挙げられております。一つ目は、国民の信頼回復に向けた取り組み、二つ目は、人材確保及び育成、三つめは、働き方改革と勤務環境の整備等となっております。この三つ目の項目の一つとして、長時間労働の是正がございます。これまで人事院は、超過勤務の縮減に関する指針、これで年間の超過勤務の上限目安時間数を示してきておりましたけれども、民間労働法制の改正を踏まえまして、超過勤務命令を行うことができる上限を、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則で定めることとし、今回の改正となったものでございます。

それでは、新旧対照表の3ページのほうをごらんください。

条例につきましては、新旧対照表にございますように、正規の勤務時間以外の時間における勤務、第8条のところに、第3項としまして、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定めると追加をしております。

規則での主な改正内容につきましては、別提出資料により説明をさせていただきますので、別提出資料、こちらのほうをごらんください。よろしいでしょうか。

(「iPadの総務課です」の声あり)

○寺田総務課長 まず、この時間外勤務命令の上限についてという資料でございますけれども、まず最初の黒丸のところです。時間外勤務命令を行うことができる上限を規則で設定し、上限の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとするとしております。

その下の真ん中の図を見ていただきたいと思います。真ん中の図の左側のほうですけれども、これが原則と

して1カ月について45時間、かつ1年については360時間の範囲内で、必要最小限の超過勤務命令を命ずるものとすることとしております。

次に、上の二つ目の黒丸では、大規模災害への対応等の重要な業務であって、特に緊急に処理することを要する業務に従事する場合には上限時間を超えることができますが、その場合には、上限を超えた時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うこととしています。これは、真ん中の図でいいますと、真ん中の図の上の部分がその部分でございます。

それから、三つ目の黒丸のところですけれども、他律的業務の比重が高い部署とはということで、業務量、 処理すべき時期その他の業務遂行に関する事項を自律的に管理することが困難な業務の比重が高い部署をいう ということで、業務としましては、予算編成とか課税事務、それから選挙執行などがございます。真ん中の図 でいいますと、右側の部分です。他律的な業務の比重が高い部署については、1カ月について100時間未満、 それから1年について720時間、かつ2から6カ月平均で80時間以下で、月45時間を超える月は年6カ 月までとなっております。このような内容で規則を定めております。

以上で、今回の条例改正の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

〇坂倉広子委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第32号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お聞きします。

この提出された参考資料の特例業務とその下ですけれども、特例業務の場合は月40時間以下、下の場合は 月100時間未満ということになっております。これが上限ということになるわけですね。これまで市の職員 でこの上限を超えて残業していたと、時間外勤務していたという例というのはどの程度あるんでしょうか。

- 〇坂倉広子委員長 総務課、山本係長。
- **〇山本係長** 総務課、人事担当の山本です。よろしくお願いします。

年間360時間を超えた職員は、平成29年度の実績で4名、平成28年度の実績で10名、平成27年度の実績で4名が、360時間を超えた職員です。

以上です。

- 〇坂倉広子委員長 戸上委員。
- **〇戸上 健委員** 我々がこれを認めるといいますか採択すると、こういうふうに年360時間以上も時間外勤務 をするという事例は、基本的にというか、もう原則としてというか、もうこれは絶対できないということになるわけですな、そうではないんですか。
- 〇坂倉広子委員長 山本係長。
- 〇山本係長 原則的に360時間以下にしなければならないというので、他律的な業務、先ほど課長のほうから 説明させていただきましたけれども、こちらのほうから自律的に時期をずらすことができないとか、そういっ た季節的に業務が集中するものというのは、どうしても年間360時間ではおさまらない場合もございますの で、そちらは他律的な業務として、事前にこちらが指定して720時間までにおさめてもらうという形となっ ております。

以上です。

- 〇坂倉広子委員長 戸上委員。
- **○戸上 健委員** やむをえない特例業務ということは、その原則外ということになるというふうには思います。 こういう上限を決めるということになって、これまでさっきの説明では5名、10名、4名という長時間勤務 といいますか、時間外勤務をする職員がいたわけですけれども、具体的な対応策というのは、既にこれ着手な さっているんでしょうか。それともこれが決められてから、31年度から手を打つということになるんでしょうか。
- 〇坂倉広子委員長 寺田総務課長。
- ○寺田総務課長 時間外勤務の縮減については、本議会の一般質問で木下議員、尾崎議員のほうから質問ありましたように、いろんな形で時間外縮減の対応は行っておるところでございます。ですので、今後もそれは続けていくということで、今回、人事院規則でこういったことが決められたので、市の条例の部分にこの規則で定めるというところを入れて、規則的にこういった文言を入れるというのが今回の改正ですので、対応としては、以前からやっておるということで、よろしくお願いしたいと思います。
- **〇戸上** 健委員 わかりました。

以上です。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、次に、議案第33号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

山本副参事。

〇山本副参事 健康福祉課、山本です。よろしくお願いします。

続きまして、議案書の5ページ、6ページをお願いします。

議案第33号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部 改正についてでございます。

提案理由といたしましては、鳥羽市立神島保育所の移転整備に伴う小規模保育所の設置並びに特定教育・保 育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく、本提案とする ものです。

改正内容につきましては、新旧対照表のほうで説明をさせていただきますので、対照表の4ページ、5ページをお願いします。

この条例につきましては、子ども・子育て支援法の保育所、幼稚園等に係る運営の基準を定めたものになります。

今回の改正内容の前に、第33号、第34号、第35号と共通的に神島の保育所整備に伴うものになりますので、まず最初に、保育施設の分類ということで、少し説明をさせていただきます。

鳥羽市には、今9園の保育所がございます。その中で、通常、認可保育所と言われる保育所が今の状態になります。その中に認可保育所、ここに出てくる地域型保育事業というところが出てきて、その後、認定こども

園等の分類に分かれるところになるんですが、その中の地域型保育事業、その中で三つほど定員等の部分でまた細かく分かれております。その中に小規模保育事業という形で小規模保育所のことを定めたものがございまして、もう一つ定員が低いものになりますと家庭的保育事業という事業がございます。それと、一番少ない人数の中で居宅訪問型保育事業というような形がございますが、鳥羽の中で、今、神島の保育所が小規模保育所に今回種別を変更させていただくということで、それに関連する条例の改正をお願いするものです。

新旧対照表の中でご説明をさせていただきますと、第8条につきましては、この今のものとあわせて、支給 認定のところが、受給者資格をもらうところが任意のものもできてくるということで、基準省令の改正として まず上げさせてもらっております。

次に、42条になります。42条のところが、この特定地域の保育の中で、ただし書き以降が、離島その他の地域であって連携施設の確保が著しくというところが、市長が認めるというような形で、今回、神島の整備に伴い追加をさせていただくところになります。

以上、説明といたします。

〇坂倉広子委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第32号についてご質疑はございませんか。

(「33号です」の声あり)

○坂倉広子委員長 失礼いたしました。担当課長、申しわけございません。

議案第33号についてのご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 第33号から第35号まで関連しておるという説明でした。1点お聞きします。

中心はこの神島保育所を小規模保育所ということにするということでした、そうですよね。小規模保育事業 になった場合、この条例改正によっていろんな補助制度がこういうふうに変わるというものはあるんでしょう か。どういう影響があるんでしょうか。

- 〇坂倉広子委員長 健康福祉課、山本副参事。
- **〇山本副参事** 扱いとしては認可保育所になりますので、職員配置等の部分で少し変わってできるところもできますが、今回の改正の中、また現状の中では変わるところはございません。
- 〇坂倉広子委員長 戸上委員。
- **〇戸上 健委員** そうすると、この条例改正によって小規模保育事業所になったために、国や県の補助金がプラスされるとか、マイナスされるとか、そういうことはないということの理解でよろしいでしょうか。
- 〇坂倉広子委員長 副参事。
- **〇山本副参事** はい、委員おっしゃるとおり、変化するところはございません。
- **O戸上** 健委員 以上です。
- ○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 次に、議案第34号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について、担当課長の説明を求めます。 健康副参事。

〇山本副参事 続きまして、第34号、議案書の7ページから11ページをお願いします。

議案第34号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、神島保育所の移転整備に伴う小規模保育所設置並びに家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準等の一部改正により、所要の改正をいたしたく、提案するものであります。

改正につきましては、新旧対照表の6ページから15ページになります。

今回の改正の内容につきましては、先ほどの説明をさせていただいた神島保育所の施設規模の変更ということが主なものになりまして、もとの条例のところに、先ほどのところと同じく、ただし書きで離島地域や過疎地域の例外規定を加えさせてもらうものになります。

あと、これですと6条の第2項、第3項につきましても、ただし書きの部分をここへ反映させたものになります。この中で、家庭的保育事業や小規模保育事業所もその対象になるということで上げさせていただいております。

続きまして、第29条、31条につきましては、事業全体に係る配置基準の緩和として、看護師という部分が特定をされていたところに、准看護師をつけ加えるということで、配置基準が少し緩和されたものになっております。

あと、ちょっと抜かしましたが、16条のところの学校給食法におけるというところの始まりのところにつきましては、離島や過疎地域の小規模事業所については、給食が今は自園調理ですが、自園調理じゃなしに連携施設の中で調理が提供できるということも書いてありますが、今回、神島につきましては、小・中学校の給食センターの中でもということは検討をさせていただきましたが、神島のあの地形上、つくって運んだりというようなことが難しいということもありますし、天候的なものでいろんなストレスを受けますので、自園調理という形でさせていただいております。

以上で説明といたします。

〇坂倉広子委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、次に、議案第35号、鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部 改正について、担当課長の説明を求めます。

健康福祉課、副参事。

〇山本副参事 続きまして、議案書12ページから14ページまでお願いします。

議案第35号、鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、先ほどから説明をさせていただいております神島保育所の規模変更に伴うもの になります。

新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。新旧対照表の16ページ、17ページをお願いします。まず、第1条のところで、小規模保育事業を行う施設という定義を入れさせていただいて、その第2条のほ

うで、本市の保育所及び小規模保育所という形で、通常の認可保育所と小規模の保育事業のところを分けさせ て記載をさせていただいております。

改正の部分につきましては、別表のほうを見てください。

旧のほうですと、神島保育所が定員20人になっております。それを今回の改正で、小規模保育所19人以下の保育所の定義の中で、15人と定めさせていただくということにさせていただきました。

以上、提案説明とします。

○坂倉広子委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第35号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、次に、議案第41号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

消防長。

〇益田消防長 鳥羽市消防本部の益田です。よろしくお願いします。

それでは、議案書の25ページをお願いします。

議案第41号、鳥羽市火災予防条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、防火管理業務の適正化並びに消防用設備等の適正な設置促進により、火災被害の軽減に資するため、消防法令に重大な違反のある防火対象物について、その違反の内容等を公表することに関し、必要な事項を定めたく、本提案とするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表の24ページをお願いします。

目次中、第48条を第49条に、第49条・第50条を第50条、第51条に改めます。

次に、第50条を第51条とし、第49条を第50条とし、第48条を第49条とし、あらかじめ48条を 欠番とした上で、第47条の次に、防火対象物の消防用設備等の状況の公表として、第48条を加えるもので ございます。

施行期日といたしましては、平成32年4月1日とし、公布日から1年間を周知期間及び消防用施設の設備 計画を考慮し、期間を設けるものでございます。

公表の対象となる建物、それから違反内容、公表の流れ、それから公表後の流れを、添付いたしました資料 としまして、パンフレットを添付させていただきましたので、内容は以上のとおりでございますので、お願い をしたいと思います。

それでは、審議のほどよろしくお願いいたします。 以上でございます。

○坂倉広子委員長 消防長の説明は終わりました。

議案第41号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お聞きします。

消防法令に重大な違反のある防火対象物について、その違反の内容等を公表することに関して必要な事項を 定めるというようになりました。悪質な重大な違反については公表するということでした。鳥羽市にこれまで そういった事例、適用するような事例というのはあるんでしょうか。

- 〇坂倉広子委員長 益田消防長。
- ○益田消防長 現在のところ、その対象となる施設が7施設ございます。この1年間で指導を強化して、整備していただくという運びになると思います。
- 〇坂倉広子委員長 戸上委員。
- **〇戸上 健委員** 消防長、その7施設あるけれども、消防法に違反しているというようなことはないという理解 でよろしいんでしょうか。
- 〇坂倉広子委員長 消防長。
- **〇益田消防長** 公表される施設というのは、違反しているということでございます。
- 〇戸上 健委員 委員長、オーケーです。
- **〇坂倉広子委員長** 答弁求めますか。
- **〇戸上** 健委員 違反しておるということでしたですね。

(「もうちょっと詳しく説明してください」の声あり)

- 〇坂倉広子委員長 前田次長。
- **〇前田消防次長** すみません、消防次長の前田です。

先ほどの説明なんですけれども、どういう違反かといいますと、屋内消火栓という設備とそれからあとスプリンクラー設備、それから自動火災報知設備、この3設備がついていない施設、これに違反している場合は、今回この公表の対象になりますよということで、現在、屋内消火栓が設置されていない建物が4施設、それから自動火災報知設備がついていない施設が3施設ということで、7施設ございますということです。

今までももう少し数があったわけですけれども、この2年間で指導させていただきまして、現在7施設に減ったという状況でございます。

以上です。

- **〇戸上 健委員** わかりました。
- **〇坂倉広子委員長** よろしいですか。

(「委員長、一ついいですか」の声あり)

- 〇坂倉広子委員長 井村委員。
- **〇井村行夫委員** 公表というようなことなんですが、その違反した人に対して公表とするのか、どういう形で、 その公表の仕方というのか、内容というのがどんなのか、ちょっと聞かせてもらえますか。
- 〇坂倉広子委員長 前田次長。
- **〇前田消防次長** 公表の方法は、もちろん施設側には事前に、いつまでにということで、この施行される日まで に直してくださいということを言うわけですけれども、それでも動きがなかった場合は、市のホームページ等 で市民の方、または観光客の方々に公表するという運びになっております。

これが、こちらのほうに書いてある流れでございますので、よろしくお願いします。

- **〇井村行夫委員** わかりました。
- **〇坂倉広子委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第43号、鳥羽市過疎地域自立促進計画の変更について、担当課長の説明を求めます。

企画財政課、副参事、お願いします。

〇岩井副参事 企画財政課、岩井です。よろしくお願いします。

議案第43号、鳥羽市過疎地域自立促進計画の変更につきまして、議案書の29ページから33ページをお願いします。

提案理由としまして、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進等における事業内容の追加等に伴い、鳥羽市 過疎地域自立促進計画の一部を変更するため、議会の議決を得たく、本提案するものであります。

現在の鳥羽市過疎地域自立促進計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成28年3月に、議会におきまして平成28年4月から平成33年3月末までの5カ年の計画をご承認いただき、過疎地域からの自立促進を図るための事業を推進してきたところであります。今回、事業の変更及び追加をさせていただく計画のお願いをするものです。

追加配付させていただきました総務民生常任委員会、企画財政課 1、過疎地域自立促進計画(変更)にて説明をさせていただきますので、ごらんください。よろしいですか。

この表は、自立促進計画を抜粋し、左側に変更前、右側に変更後を記載したものです。

1ページ目の区分1、産業の振興におきまして、右側の変更後をごらんください。

事業欄に、漁港施設に本浦漁港改修工事と答志漁港改修工事を追加するものであります。

続きまして、2ページ目をごらんください。

区分2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進におきまして、右側の変更後をお願いします。

事業欄(1)市長村道道路に、東中学校線道路改修工事を、鳥羽安楽島線排水路整備56メーターと舗装工190メートルに変更し、次の段、下の段をお願いします。道路で岩崎錦町線、舗装工80メートルを追加し、もう一つ下の欄をお願いします。橋りょうに椿橋鋼橋35.3メートル、浦村3号RC橋5.3メートルを追加するものであります。

続いて、3ページ目は文章ですので、飛ばしていただいて、4ページ目をごらんください。

区分4です。高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進におきまして、事業名欄(1)高齢者福祉施設の老人 福祉センターに、保健福祉センター空調設備取りかえ工事を追加するものです。

6ページ目をごらんください。

区分6、教育の振興におきまして、事業名欄(2)幼稚園に、かもめ幼稚園屋上防水工事を追加し、事業欄(3)集会施設、体育施設等の公民館の欄に、大明西分館改修工事を追加するものです。

本市は、市全体が過疎地域となっておりまして、さまざまなハード・ソフト事業を本計画に記載することで、 充当率100%、後年度元利償還金70%を交付税算入される大変有利な過疎対策事業債を活用することとしております。 以上が、過疎地域自立促進計画の変更となりますので、よろしくご審議お願いいたします。

〇坂倉広子委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第43号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、次に、議案第44号、鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について、担当 課長の説明を求めます。

担当課長。

〇岩井副参事 議案第44号、鳥羽市辺地の総合整備計画の変更につきまして、議案書の34ページから38ページをお願いします。

提案理由としまして、菅島町及び桃取町辺地における事業内容の追加等に伴い、計画の一部を変更したく、 本提案するものであります。

辺地につきましては、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他へんぴな地域を指し、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律及びその他政令で定める要件に該当しているものを言い、辺地に該当するか否かにつきましては、その地域から公共施設までの距離などを点数化し、判断することとなっています。点数100点以上になったら辺地等該当地域となります。

今回、菅島町及び桃取町辺地において、事業の追加を行いたく、辺地の総合整備計画の一部を変更したく、 提案するものです。

35ページと37ページに、それぞれの町の総合整備計画を記載しておりますが、今回、追加資料として配付させていただきました企画財政課2というのがありますので、鳥羽市辺地に係る総合整備計画(新旧対照表)にて説明を行います。よろしくお願いします。よろしいですか。

- 〇坂倉広子委員長 岩井副参事、続けてください。
- **〇岩井副参事** 表の左側が、今回変更後の(新)です。右側が現状の計画で(旧)と表示させていただきました。 また、変更した箇所に下線を引いております。

まず、菅島町辺地です。

(3) 辺地度数は113点から118点に上がっております。この点数の変更は、定期航路事業における欠航回数等により、点数が増加したものであります。

次のページをお願いいたします。

項目3の表のほうを説明します。

公共的施設の整備におきまして、菅島コミュニティアリーナ(改修工事)を追加させていただきます。菅島コミュニティアリーナのトイレの洋式化を図り、施設利用者の利便性の向上と体育及び文化の振興を図りたく、改修工事費として70万9,000円、うち辺地債として70万円を予定額としておるところであります。

続きまして、3ページ目をごらんください。

桃取町辺地です。

辺地度数は133から138点と上がっております。この点数の変更につきましても、定期航路事業におき

ます欠航回数等により点数が増加したものです。

4ページ目をごらんください。

項目3の公共的施設の整備におきまして説明させていただきます。

桃取診療所(医療施設整備事業)にレントゲンの画像診断処理に伴うワークステーションの更新を追加した く、事業費220万円、特定財源110万円、一般財源110万円のうち、辺地対策事業債の予定額へ 110万円を加えたものであります。

また、新規施設として、桃取黒海苔加工施設(水産業強化支援事業)で、事業費2億1,152万8,000円、特定財源1億8,025万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額3,120万円を追加するものであります。

辺地対策事業債は、本市の定められた地域におけるハード事業にのみ活用でき、充当率100%、後年度元 利償還金80%の交付税措置として、大変有利な起債となっております。

以上が、辺地に係る整備事業の変更内容でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○坂倉広子委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第44号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第45号、定住自立圏形成協定の変更について、 担当課長の説明を求めます。

企画財政副参事。

〇岩井副参事 議案第45号、定住自立圏形成協定の変更につきましては、議案書39ページから40ページを お願いします。

提案理由としまして、伊勢志摩圏域における子育て環境の充実を図るため、伊勢市との間において締結した 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更したく、本提案とするものであります。

平成25年7月に、伊勢市との間において締結しました定住自立圏形成協定に、次の内容を追加したく、提案させていただくものです。

40ページをごらんください。

協定書の別表に、1、医療・福祉部門を新たに設置し、施策に子育て環境の充実を追加いたします。

取り組み内容としまして、発達障がい児に対する重層的な地域支援体制を構築するため、児童発達支援センターを設置、運営するというものです。

甲は伊勢市さんで、乙は鳥羽市を指しています。

甲の役割として、乙と連携し、発達障がいを中心とした支援に必要な取り組みを行うとし、乙の役割とし、 甲と連携し、設置、運営に必要な経費負担をするとしております。

これは、国が定めた基本方針において、平成32年度末までに、地域における中核的な支援機関となる児童 発達支援センターを、各市町または圏域に1カ所以上設置することとされています。現在も、伊勢市におおぞ ら児童園という伊勢市立の障がい児のサービス事業所があり、鳥羽市の子供たちが通っておりますが、今回、 伊勢市さんが平成31年度から新たな支援センターの建設を行うこととなり、平成32年10月の開所を目指 しております。

本市としましては、鳥羽市単独で児童発達支援センターを設置するのではなく、伊勢市との圏域協定に基づいた形で児童発達支援センターに鳥羽の子供たちが通所できる体制を整えたいと考えております。

以上が、定住自立圏形成協定の変更についての内容となります。

ご採択いただいた際には、平成30年12月3日の全員協議会におきましてご説明させていただきました第 2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンに追加させていただきたいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

〇坂倉広子委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第45号についてのご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

〇坂倉広子委員長 よろしいですか。ないようですので、審議を終わります。

以上で、付託された全ての議案についての説明を受けました。

続いて、採択に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 討議もないようですので、採決に移ります。

これより、各議案を議案番号順に採決します。

お諮りします。

議案第31号、鳥羽市民文化会館の設置並びに管理に関する条例の一部改正について、原案どおりに可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

〇坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第31号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第32号、鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

〇坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第32号については原案どおり可決することに決定しました。

議案第33号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部 改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第33号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第34号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

〇坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第34号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第35号、鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案どおり可決する ことに替成の諸君は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

〇坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案第35号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第41号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

〇坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第41号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第43号、鳥羽市過疎地域自立促進計画の変更について、原案どおり可決することに賛成の諸君 は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

〇坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第43号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第44号、鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について、原案どおり可決することに賛成の諸君は 起立をお願いします。

(起 立 全 員)

〇坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第44号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第45号、定住自立圏形成協定の変更について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を お願いします。

(起 立 全 員)

〇坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第45号については原案どおり可決することに決定しました。

当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

それでは、以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましてはご 一任を願います。

これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

(午前11時31分 閉会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成31年3月11日

総務民生常任委員長 坂 倉 広 子